

令和 3 年 6 月 28 日

水際対策強化に係る新たな措置（15）に基づく
指定国・地域について

厚生労働省
健康局
結核感染症課
健康課
医薬・生活衛生局
生活衛生・食品安全企画課
検疫所業務管理室
外務省領事局政策課

「水際対策強化に係る新たな措置（15）」（令和3年6月28日）（以下「措置（15）」という。）に基づき、外務省及び厚生労働省において確認の都度、指定し公表するとされている国・地域は以下のとおりです。

1. 措置（15）の1（1）に基づく措置の対象国・地域

国・地域	指定日	1（1）の前段に基づく措置の実施 開始日時 （日本時間）	1（1）の後段に基づく措置の実施 開始日時 （日本時間）
アフガニスタン、インド、スリランカ、ネパール、パキスタン、モルディブ	令和3年6月28日	令和3年7月1日 午前0時	令和3年7月1日 午前0時

2. 措置（15）の1（2）全文に基づく措置の対象国・地域

国・地域	指定日	1（2）の前段に基づく措置の実施 開始日時 （日本時間）	1（2）の後段に基づく措置の実施 開始日時 （日本時間）
バングラデシュ	令和3年6月28日	令和3年7月1日 午前0時	令和3年7月1日 午前0時

3. 措置（15）の1（2）前段に基づく措置の対象国・地域

国・地域	指定日	1（2）の前段に基づく措置の 実施開始日時（日本時間）
インドネシア、ウガンダ、英国、エジプト、マレーシア	令和3年6月28日	令和3年7月1日午前0時

4. 措置（15）の1（3）に基づく措置の対象国・地域

国・地域	指定日	1（3）に基づく措置の実施開始日時（日本時間）
アイルランド、アラブ首長国連邦、エストニア、オランダ、カザフスタン、ギリシャ、キルギス、スウェーデン、スペイン、タイ、チュニジア、デンマーク、ナイジェリア、フィリピン、フランス、ブラジル、米国（アイダホ州、アーカンソー州、アリゾナ州、オレゴン州、カンザス州、ケンタッキー州、コロラド州、デラウェア州、ネバダ州、ミシシッピ州、メイン州、モンタナ州、ルイジアナ州、ワシントン州）、ベトナム、ペルー、ベルギー、ポルトガル、南アフリカ共和国、ヨルダン、ラトビア、ロシア（モスクワ市、モスクワ州、サンクトペテルブルク市）	令和3年6月28日	令和3年7月1日午前0時

5. 措置（15）の2に基づく措置の対象国・地域

国・地域	指定日	2に基づく措置の実施開始日時（日本時間）
カナダ（オンタリオ州）、スイス、米国（フロリダ州、ミネソタ州）、ルクセンブルク	令和3年6月28日	令和3年7月1日午前0時

（以上）